

意見書

平成 30 年 7 月 11 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 107-0052

(ふりがな) とうきょうとみなとくあかさか2-5-1 エスゲイトあかさかさんのう7かい

住所(所在地) 東京都港区赤坂2-5-1

SGATE赤坂山王7階 (JPNE内)

NGN IPoE きょうぎかい かいちょう いしだよしき

NGN IPoE 協議会 会長 石田慶樹

NGN IPoE きょうぎかいじむきょく

連絡担当者 NGN IPoE 協議会事務局

電話番号 03-5544-8464

電子メールアドレス [contact@ipoe-c.jp](mailto:contact@ipoe-c.jp)

「NTT 東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」報告書(案)に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>[2 「事業者変更」の基本的考え方(リード文)]</p> <p>こうした状況を踏まえると、卸売サービスについて、利用者の利便性を高めるため、電話番号及び光回線の継続利用を可能とする形式で、卸先事業者の変更を可能とすることが適当である(以下卸先事業者から他の卸先事業者又はNTT東西への事業者の変更を「事業者変更」という。)</p>	<p>利用者が利用する光回線について「卸先事業者から他の卸先事業者又は NTT 東西への事業者の変更を「事業者変更」という」ことが記載されていますが、利用者が IPoE 方式で利用している場合、当該光回線について、利用者と直接契約関係が無い IPoE 接続事業者を介して提供されていることがあります。<b><u>「事業者変更」の基本的考え方や手続きについては、IPoE 接続事業者が介在することによる影響についても議論することを要望します。</u></b></p>
<p>[3 「事業者変更」の手続き (1)具体的な手続き]</p> <p>「事業者変更」を行うための具体的な手続きは、「事業者変更」の導入目的が利用者の利便性を高めることにあることを踏まえると、利用者にとって簡便で、分かりやすいものとする必要がある。NTT東西が提案している手法は、利用者が、①変更元事業者に事業者変更承諾番号 11 の発行を申し込み、②変更元事業者から当該番号の発行を受け、③当該番号の有効期限内に当該番号をもって変更先事業者に申し込むことにより、変更元事業者との契約が解約となり、変更先事業者との契約が締結されるというものである。</p> <p>こうした手続きは、「転用」や携帯電話のMNPと同じ手続きでありこの分野で馴染みがあり、これにより簡便に「事業者変更」を行うことが可能と考えられることから、妥当なものと考えられる。</p>	<p>「事業者変更」について「転用」の場合と異なる状況として、光アクセスサービス契約とインターネット接続サービス契約がバンドルされている場合があること、及び、IPoE 方式を利用する場合は元の契約を解約しない限り、新規の契約を開通できないことが挙げられます。このように IPoE 事業者が介在する場合は業務フローが複雑になることが想定されるため、利用者の接続断の時間を極力短くすることや、利用者への二重課金が発生しないことを考慮するために、<b><u>運用フローやシステム仕様を IPoE 接続事業者に対しても早めに関示、その上で IPoE 接続事業者と十分に議論することを要望します。</u></b></p> <p>なお開示いただく<b><u>運用フローやシステム仕様については NTT 東西で同一のものとする</u></b>ことを要望します。</p>
<p>[5 スケジュール等 (2)スケジュール等]</p> <p>「事業者変更」は、卸売サービスを用いたサービスの提供を受けている利用者の不利益を解消するものであることから、NTT東西、卸先事業者、関係団体においては、それぞれが必要な対応を進めることとし、できる限り早期に導入されるべきである。</p>	<p>運用フローやシステム仕様の開示後、<b><u>IPoE 接続事業者や ISP 事業者が運用フローの変更やシステム改修の準備をできる十分な期間を確保できることを見込んだ上で「事業者変更」を開始する時期を決定することを要望</u></b>します。</p>